

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する流し網漁業（かに流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）10 月 5 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	かに流し 網漁業	火共第 1 号共同漁 業権漁場内	5 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	5 隻	1 宇城市不知火町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	かに流し 網漁業	火共第 1 号共同漁 業権漁場内	5 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	3 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	かに流し 網漁業	別記 1 のとおり	5 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	3 隻	1 天草市御所浦町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	かに流し 網漁業	別記 2 のとおり	5 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし 許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 上天草市大矢野町維和に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）10 月 7 日から令和 8 年（2026 年）10 月 16 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年（2026 年）11 月 1 日から令和 11 年（2026 年）10 月 31 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する網具の全長は、450 メートルを超えてはならない。

ウ 網目の大きさは、13 センチメートル以上でなければならない。

エ 網地は、一重でなければならない。

オ 網丈は、1 メートルを超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域 （天共第 13 号共同漁業権漁場内の嵐口地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4、を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号（御所浦町嵐口崎北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）唐網代南端）

基点 4 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ 基点 4 から真方位 0 度（真北）、460 メートルのところ

別記 2

操業区域 (天共第 1 号共同漁業権漁場内の維和地先)

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号 (宇城市三角町 (以下、「三角町」という。) 戸馳大崎の鼻)

基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号 (上天草市大矢野町 (以下、「大矢野町」という。) 大瀉塔ノ崎東端)

基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号 (大矢野町上大戸ノ鼻南端)

基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号 (三角町戸馳島灯台)

ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ

イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ

ウ 大矢野町維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

エ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

オ 大矢野町笹島西端と大矢野町長砂連東端を結ぶ線の中央点

カ 基点 3 から上天草市松島町 (以下、「松島町」という。) 船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ

キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ

ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ

サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ

シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ